

東温市発注工事共通特記仕様書

1. 本工事の仕様は「愛媛県土木工事共通仕様書」によるほか、この仕様書によるものとする。尚、本仕様書以外の現場説明事項及び注意事項は仕様書の一部とみなす。
2. 受注者は工事着手に先立ち、工事施工に関連する関係機関との調整を図ること。
3. 受注者は工事施工区間中に埋設物（上下水道、地下或いは海底ケーブル）または添架物（電力線、電話線、上水道管）等が介在する場合は事前に所属の関係機関に連絡を取り、関係機関の立会を求め、第三者に損害を与えぬよう工事を施工しなければならない。なお、工事の施工につき、受注者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者が補償を負担するものとする。
4. 受注者は工事施工中、一般通行者に対しての安全確保に万全の対策を講じなければならない。また設計に指定された交通誘導員は常駐して厳正な交通管理を行うとともに、保安設備、安全設備、使用材料、型枠の整頓等について万全の措置を講じなければならない。特に夜間照明設備、赤色灯、警戒標識類の設備配置には遺漏のないよう厳重に行い工事責任者は絶えず確認を行うものとする。なお、工事標示施設の設置については、国土交通省制定の「道路工事現場における標示施設の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準（案）」に準ずるものとし、愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-2 第3項に定める標示板の様式は、道路工事については別紙様式 1-1、道路工事以外の工事については、別紙様式 1-2 によること。
5. 工事期間中において注意報警報が発令された場合或いはそれを予知した場合は、工事の手戻り災害の防止に万全の対策を講ずると共に市に措置を報告し、その状況を撮影しておくこと。同時に工事全般に亘り出来形を撮影し、万一災害を受けても確認できるよう措置するものとする。
6. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内としなければならない。
7. 監督員との出来形確認に係る協議が終了してから、工事検査日までの工事現場が実質的に稼動していない期間において、受注者からの申出を発注者が承諾した以降は、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。また、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事完成検査済証」における日付）とする。
8. 本工事の提出書類の様式は、この仕様書で定めるもののほか、土木工事施工管理基準の施工管理資料の参考様式に準拠するものとする。
9. 再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関しては、愛媛県土木工事共通仕様書及び別添特記仕様書のほか次のとおりとする。
 - (1) 受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストま

たは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。

(2) 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はE票の写し、電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を提出しなければならない。ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写しまたは処分通知の画面印刷を監督員まで提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにE票の写しまたは最終処分通知の画面印刷を工事の完了に関係なく提出するものとする。

10. 受注者は、本工事において交通整理等を行うときは、愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-32の定めによるほか次のとおりとする。

(1) 受注者は、下表に示す路線及び区間において交通誘導等を行うときは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の4又は5の項の上欄の規程により、工事箇所ごとに、1級又は2級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を1人以上配置しなければならない。

路線名	区間
一般国道11号	東温市の全域
県道伊予川内線	東温市の全域

(2) 受注者は、前項により検定合格警備員を配置する場合は、配置に先立ち、「検定合格警備員証明書」（別紙様式2）に、検定合格証の写し等の資格要件を確認できる資料を添付のうえ提出しなければならない。また、検定合格警備員の配置人員、配置位置、配置期間等について監督員と協議を行わなければならない。計画に変更が生じた場合も同様とする。

(3) 受注者は、検定合格警備員を配置した場合は、工事完了時に、配置した検定合格警備員の氏名を愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-32に定める様式の備考欄に記入すること。

11. 受注者は、愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-4第1項に定める施工計画書を作成する場合は、同項の規定のほか次のとおりとする。

(1) 愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-5に定める工事实績データ登録機関発行の登録内容確認書の写を愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-4第1項(1)工事概要に含めること。

(2) 下請負契約の予定がある場合は、愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-10第1項に定める施工体制台帳及び第2項に定める施工体系図（施工計画書提出時に下請契約が未締結の場合は、予定を記入する。）を愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-4第1項(3)現場組織表に含めること。

(3) 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、愛媛県土木工事共通仕様書1-1-1-4第1項(4)指定機械及び(5)主要船舶・機械に記載すること。

- (4) 使用資材届を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (6) 主要資材に含めること
 - (5) 段階確認書(施工予定表) を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (8) 施工管理計画に含めること。
 - (6) 安全訓練に関する計画書を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (9) 安全管理に含めること。
 - (7) 交通誘導員の配置計画を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (11) 交通管理に含めること。
 - (8) 官公庁等への手続き(予定または写)等を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (15) その他に含めること。
12. 工事完成図書として、愛媛県土木工事共通仕様書 3-1-1-7 第 2 項に定める電子媒体での提出のほかに、1 部を紙媒体で提出する。
13. 本工事が、土木工事の監督に関する現場技術委託業務を外部委託する場合は、東温市工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び愛媛県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるほか次のとおりとする。
- (1) 共通仕様書 3-1-1-5 第 6 項に規定している「段階確認」については、現場技術員が現場での状況を把握し、設計図書と照合した結果を監督員に報告したことをもって実施したものとする。
 - (2) 現場技術員が実施する段階確認については受注者が臨場するものとし、実施した箇所に係わる現場技術員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - (3) 共通仕様書第 3-1-1-5 第 7 項の規定について、現場技術員が実施する段階確認については、必ず臨場にて行うものとし、机上としてはならない。
 - (4) 施工状況の把握とは、現場での施工管理等が適切に実施されているか施工方法が施工計画書と合致しているかなどの施工状況全般について把握することをいう。
 - (5) 現場技術員が行う施工状況の把握においては、必要に応じて臨場しなければならない。
 - (6) 本工事の工事検査時に担当する現場技術員が立ち会うことを了解しなければならない。

様式 1-1 道路工事

	ご迷惑をおかけします 〇〇〇〇〇〇を なおしています 令和〇年〇月〇日まで 時間帯 8:30~17:00 舗装修繕工事 発注者 東温市 上下水道課 電話 089-964-2001(代) 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
--	---

(標示板の記入上の注意)

- 1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については、青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 標示板に示す事項は以下のものとする。
 - (1) 工事内容
工事の内容、目的を標示するものとする。
 - (2) 工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
 - (3) 工事種別
工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。
 - (4) 施工主体
施工主体及びその連絡先を標示するものとする。
 - (5) 施工業者
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

上記(1), (3)の記載例

工事種別	工事内容
道路改良工事（現拡）	道路を拡幅しています（4車線化しています）
道路改良工事（バイパス）	道路を新設しています
橋梁工事	橋を架け替えています（設置しています）
トンネル工事	トンネルを掘っています
舗装修繕工事	舗装をなおしています
歩道整備工事	歩道をなおしています（設置しています）
電線共同溝工事	電線を地中化しています
植樹工事	植樹の管理をしています
橋梁補強工事	橋梁の補強を行っています
塗装塗替工事	歩道橋の塗装を行っています
照明灯改修工事	照明灯をなおしています
維持工事	維持補修を行っています

- 3 標示板の設置箇所は、工事区間の起終点の道路の左側の路面、又はそれに準ずる箇所に設置するものとする。

様式1-2 道路工事以外の工事

	110cm 15cm ○○工事中※²	
10cm ○○○第○○号の○※³ ※⁴ (○)○水系○○川○○工事	25cm 90cm	
8cm 区間 ○○市○○町○○	8cm 期間 令和○○年○○月○○日から 令和○○年○○月○○日まで	
8cm 施工 ○○○建設株式会社 TEL (○○○) ○○○○	25cm 140cm	
10cm 東温市 上下水道課	25cm TEL 089-964-2001(代)	

(標示板の記入上の注意)

- 1 色彩は「○○工事中」は赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- 2 「○○工事中」の○○は、河川、砂防、港湾等を記入するものとする。
- 3 工事番号を記入する。
- 4 「(○)○水系○○川」は、河川名、港湾名等を記入し、「○○工事」は、河川災害復旧工事、海岸局部改良工事等の工事名を記入する。
 なお、河川名、工事名等が長い場合は、二段で記入する。
- 5 担当する課名を記入する。
- 6 標示板の設置箇所は、工事区間の起終点の一般通行人等が見易い場所に設置するものとする。

検定合格警備員証明書

検定合格者氏名	会社名	1・2級の別	合格証明書番号	配置予定日
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～

本工事における配置警備員の資格要件を確認したので報告します。

受注者又は現場代理人 _____ 印

※受注者は、本証明書に検定合格書の写し等の資格要件を確認できる資料を添付し監督員に提出すること。

再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

第1条 建設副産物の適正処理

建設副産物の処理にあたっては、関係法令に基づくほか、建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版、環境省)及び建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、適正な処理に努めなければならない。

第2条 建設副産物の利用

受注者は、建設副産物の再利用については、適正に実施しなければならない。

2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。

第3条 建設副産物の搬出

建設副産物の搬出については、設計図書の定めによらなければならない。

2 受入場所等との協議、現場条件の変更その他の理由により、設計図書の定めによることができない場合は、監督員と協議しなければならない。

第4条 再生資材及び建設発生土の利用

受注者は、次の資材の使用に際し、再生資材を使用しなければならない。ただし、再生資材の確保が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。

資材名	規格	使用箇所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm 又は13mm	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)
	アスファルト安定処理	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調砕石 (RM-25、HMS-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石 (RC-40、RC-30)	構造物の基礎材及び裏込材等 に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	電線共同溝工事及び上下水道工事の管路埋戻し材料に使用する。

2 建設発生土及びその他資材の搬入にあたっては、設計図書の定めによらなければならない。
ただし、搬入元との協議その他の理由により、設計図書の定めによることができない場合は、監督員と協議しなければならない。

第5条 再生資材の品質

受注者は、再生資材の使用に際し、舗装再生便覧((公社)日本道路協会)や、コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正品質が確保できない場合は、監督員と協議するものとする。

第6条 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等

受注者は、本工事が「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第9条に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

第7条 再生資源利用(促進)計画書及び実施書

受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。
- 3 再生資源利用(促進)計画書及び実施書は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成するものとし、「工事登録証明書(pdf ファイル)」を工事完成時に電子成果品に含めて提出しなければならない。ただし、本工事が電子納品対象外工事の場合は、電子メール等の方法により監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存しなければならない。
- 5 受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画書及び再生資源利用(促進)計画書を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

第8条 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

第9条 再生資源利用(促進)計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用(促進)計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

- 2 確認結果は、再生資源利用(促進)計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

第 10 条 再生資源化等報告書

前条第2項の規定による再生資源利用(促進)実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。

- (1)再資源化等が完了した年月日
- (2)再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3)再資源化等に要した費用

第 11 条 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用(促進)計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第9条で確認した結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

第 12 条 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用(促進)計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用(促進)計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

水道工事特記仕様書

(共 通)

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、東温市（以下甲とする。）が発注する上水道工事に関して必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお受注者（以下乙とする。）は本仕様書の外、関係法令、契約書、設計書、設計図面及び甲の定めるものに基づき、甲の監督指示のもとに責任をもって本工事の施工を行なわなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第2条 乙は現場代理人及び工事現場における、工事施工に関する技術上の管理を行う主任技術者を定め、各人の経歴書等必要な書類を添えて甲に届出を行い、確認を受けなければならない。

2. 現場代理人は主任技術者とこれを兼ねることができる。
3. 現場代理人は現場事務所を設けて工事現場に常駐し、現場の取締及び工事に関する一切の事柄を処理しなければならない。又、工事着工前に関係者の了解を得ること。
4. 甲が現場代理人又は主任技術者を不適当と認めた場合はこれを更迭する事がある。
5. 現場代理人は工事日報を作成し、監督員が別途指示する場合は毎週月曜日に前週分を締めて提出するものとする。

(疑義)

第3条 乙は入札前に設計図書を精査し、現場調査の上疑義を正し、見積、入札を行うものとする。契約後の異議申立ては原則認めない。

2. 乙は契約の設計図書に明示されていないもの及び疑義が生じた場合等は監督員に確認し施工するものとし、工事に必要な事項は全て監督員の解釈による。
3. 本仕様書以外の現場説明事項及び注意事項は仕様書の一部とみなす。

(工事変更及び中止)

第4条 甲が必要と認めた場合は工事内容の変更、一時中止又は打切を行うことがある。これにより、請負金額又は工期に変更が生じた時は、甲と乙との協議において決定する。

2. 前項協議時において疑義が生じた場合は甲の解釈によるものとする。
3. 乙は工事の進捗に支障を及ぼす天災地変その他不可抗力により工期内に工事完成不可能な場合は、その理由を書面に附記した工事延期願を甲に提出し延期を求める事ができる。但し延期日数については甲、乙協議の上決定する。
4. 設計変更を認めた場合の精算は甲の設計金額に対する請負額の比率をもって行うものとし、新規工種等で設計書に記載のない単価については甲が決定する。
5. 軽微な変更と甲が認めた場合は、設計変更は行わないものとする。

(工事の下請負)

第5条 乙は甲が認めた工種を除く工事の全部、あるいは大部分を一括して第三者に委任もしくは下請をさせてはならない。

2. 工事施工に当り部分的専門工事として認めた工事の下請使用については予め書面により甲の確認を得なければならない。
3. 乙は、工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、この契約に係る入札に参加した他の者を選定してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(代行の疑義等)

第6条 本工事の施工に当り諸官庁（国土交通省、地方局建設部、警察）及び電力会社、地元等に対する手続きは、全て乙が代行してこれを行うものとする。なお、これらに要する費用は、乙の負担とする。

2. 工事用電力費及び設備費、工事用水費は全て乙の負担とする。
3. 施工上において、道路又は私有地を使用する場合は、道路管理者又は私有地管理者にその使用する手続きを乙の責任において行うは勿論、仮設物、夜間点燈の保安設備及び用地補償等は、全て乙の負担で処理しなければならない。
4. 工事施工に当り、設計図書に明記されていない事項でも工事の性質上、当然必要と認められるものは乙の負担で施工しなければならない。

(災害防止の疑義)

第7条 乙は工事に対しては、公衆災害防止の徹底に努めるよう土木工事公衆災害防止対策要綱を遵守し施工しなければならない。

2. 乙は工事中、当該工事に関連する部分の清掃及び後片付を正確に行うこと。
3. 工事に起因する人身事故又は物件事故が生じた時は、請負業者の責任において処理すること。この場合の経費は全て乙の負担とする。

(保証期間)

第8条 本工事における施工目的物の保証期間は下記のとおりとし、監督員の指示により、請負人の費用で責任をもって実施すること。

土木構造物	完成後2年（ただし舗装工事は引取後2年）
配管及び配管用弁類	通水後2年（水圧試験を実施し引取りとする）
塗装処理関係	完成後2年

(完了検査)

第9条 工事完了検査には、乙及び主要工事関係者が立ち会い検査の結果、不合格箇所が指摘された場合は、甲の指示する期間内に手直し等を完了し検査を受けなければならない。

2. 前項の結果、甲が合格と認めた時が、乙から甲への引渡期日とする。

(提出書類)

第 10 条 乙は下記書類を提出し、甲の確認を得なければならない。

(イ) 契約後 5 日以内に提出するもの

工事着手届	1 部
工事工程表	1 部
現場代理人届及び経歴書等	1 部
主任技術者届及び経歴書等	1 部
下請予定届	1 部

(ロ) 施工期間中に提出するもの

材料使用確認願	1 部
材料試験成績表	1 部
工事日報（監督員が指示する場合）	1 部
月間工程表（監督員が指示する場合）	1 部
下請届通知書	1 部
施工計画書	1 部
産業廃棄物処理計画書	1 部
その他甲が指示するもの	1 部

(ハ) 工事完了時に提出するもの

工事完成届	1 部
工事完成図面	1 部（工事竣工後、契約時に配布する図面、数量表を修正のうえ、出来高図面、数量表を作成し電子データで提出すること。）
施工管理資料	1 部
工事完成写真	2 部
工事検査写真	2 部
品質管理写真	1 部
工事記録写真	1 部
その他甲が指示するもの	1 部

(イ) 工事記録写真は全てカラーとしE Lサイズを提出すること。

(ロ) 配管掘削の場合必ず定規断面枠を作成し各測点毎並びに異形管、仕切弁その他主要箇所工種、場所、形状、型質、寸法、土質等が明確に解かるよう黒板に記入し撮影すること。

(ハ) 万一、岩盤等で当初設計を変更せざるを得ない場合は必ず写真を撮り変更が判明出来るようにすること。

(ニ) 特に完成後、見えなくなる所は必ず写真を撮り詳細が分かるようにすること。

(ホ) 変更箇所は写真に撮ること。

(ヘ) 工種ごとに内容が分かるよう順を追って撮影し、整理した写真を提出のこと。

(ト) その他関係工事写真は掘削、基礎砕石、均し基礎コンクリート、配筋、型枠等各工事段階が明確に分かるものとする。

- (f) 全写真をファイルに整理したもの 1 部を工事記録写真として提出し、その内より甲が指示する写真を A 4 の台紙に整理したもの、1 部提出するものとする。
- (g) 工事記録写真に完成写真を綴ること。

(その他)

第 11 条 資材置場、現場事務所用地及び土砂等のストックヤードについては、乙の責任で確保すること。これに要する費用は乙の負担とする。

水道工事特記仕様書

(本 管)

1. 本工事は設計書、図面、水道工事標準仕様書（日本水道協会編）に基づいて施工するものとする。
2. 使用材料は、全て日本水道協会品とする。規格にないものは日本工業規格、日本農林規格によるものとし、全て事前に監督員の確認を受けるものとする。
3. 配管工事は工事着手前に配管路線を踏査し、工事完了後、測点、分岐及び曲管のピンが復元できるように杭、ピン等で控えを取り、施工後復元すること。
4. 国、県道、河川砂防の占用許可にかかる工事施工等、占用許可申請の必要のあるもの、その他道路改良等、関連工事のある施工箇所については、監督員の指示によること。
5. 配管布設にあたって特に部落内道路の場合、農作業等地元住民に迷惑のかからないよう留意し、関係者と連絡を密にして工事すると共に既設配管等に留意して断水等は最少限とすること。
6. 配管掘削断面は設計図、代価表のとおり施工のこと。
7. 埋戻しにおいては、管材を損傷させる恐れのある材料（舗装片、岩石等）を用いてはならない。掘削による埋戻しは 20cm 毎に転圧すること。
8. 弁、栓、柵等は正しく取付け、沈下移動の恐れのないように固定すること。
9. 舗装復旧後の沈下をなくし、沈下した場合は再舗装によって補修すること。
10. 管の明示工は、道路法施行令及び道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について（通知）に基づき、実施すること。管明示テープ（市販）を貼ること。
11. 本仕様に定めのない事項については、愛媛県土木工事共通仕様書に全て準拠するものとする。
12. 構造物の寸法許容値は、土木工事施工管理基準を準用するものとする。
13. 配水池工事施工に当り、安全対策については万全の措置をとると共に、地形及び地質等については、地耐力試験等適当な方法により、安全性の確認の出来る資料を提出し、監督員の確認を必ず得て施工すること。
14. 配水池工事完了前に、配水池内に水を満水にし、漏水の有無の検査を行なうものとする。

15. 工事写真

- a) 撮影は、現場責任者において行うこと。
- b) 舗装損傷箇所は、工事着手前に撮影し工事の影響でないことを証明すること。
- c) 管布設工事写真は、測点毎及び断面の変化点において着手前、工事中、完成等各工事段階が明確にわかり、且つ管掘削断面が明瞭に確認できるものとする。
- d) 撮影に当り、標識黑板には下記の項目を明記すること。
 - 1 工事名
 - 2 測点又は構造物名
 - 3 管種名又は工種名
 - 4 掘削深度（配管）
 - 5 工事会社名
- e) 監督員が別途指示する場合は、1月毎に工事写真を整理して1部市に提出すること。工事写真は工事進捗状況が分かる様、整理するものとし、内容確認後、後日返却する。

16. 工事使用材料

使用材料は、必ず事前に監督員の確認を得ること。

17. 材料試験

受注者は使用する工事材料について、材料の品質を証明するための必要な試験を実施し、監督員に提出すること。

18. 工事完成図面

- a) 用紙（A3）
- b) 工事展開図（舗装、階段、コンクリート壁、ブロック壁等）
- c) 配管図 管掘削図 赤色にて延長、工種記入
配管図 本数、一本物及び切管物、異形管を記入し、測点及び詳細番号、名称を記入すること。
- d) 数量計算表（A4）

19. 資材置場は安全対策を行ない、資材の品質が損なわれないよう管理すること。

20. 人孔鉄蓋、門扉、柵蓋は全て鍵付とし、鍵は市指定品とする。

21. 水圧試験は、管内最大圧力が 0.75Mpa になるよう圧力を加え、圧力測定場所は、最大圧力がかかる場所を原則として測定すること。24 時間後の圧力が 0.70Mpa より低下しないこと。

22. 管拘束長

別紙拘束長計算表により必要箇所は拘束すること。または管拘束防護コンクリートを打設すること。

23. 拘束内にはいる継輪は、特殊押輪を使用すること。また伸縮管については、規程水压を拘束できるものとする。許容される継手部での曲げ角度は別紙許容曲げ角度表による。

24. 鋳鉄管切断面には、管端防錆カバーを施すこと。

25. 鋳鉄管穿孔口には、防錆コアをいれること。

26. 弁・栓類、メカ型継手箇所には、ポリエチレンスリーブによる被覆を行うこと。

27. コンクリート打継箇所には止水板を入れ、レイタンス部3cm程度ピックで除去すること。

28. 既設管との接続箇所及び埋設物との近接箇所の不明な場合は事前に試掘を実施すること。

29. 工事使用材料

A. 管 材（本管用）

1) 直 管

品 名	規 格
DCIP(NS)＝ダクタイル鋳鉄管N S形	JWWA-G-113（1種管）φ75以上
DCIP(GX)＝ダクタイル鋳鉄管G X形	JDPA-G-1049（S種管）φ75～φ250
VP(RR)＝ゴム輪形片受直管	JIS-K-6742
LP＝硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA-K-116 SGP-VB
PP＝水道用ポリエチレン管-1種（軟質管）二層管	JIS-K-6762 φ40以下
PP(EF)＝水道用耐震型高性能ポリエチレン管（JIS準拠品）	（セスイ化学同等品以上）
PP(EF)アラミ [®] がい装ポリエチレン管＝高密度ポリエチレン管（ISO規格準拠品）（長尺管）	三井金属エンジニアリング同等品以上
PP(EF)＝高密度ポリエチレン管（ISO規格準拠品）（長尺管）	三井金属エンジニアリング同等品以上
PP(EF)被覆管＝水道用耐震型高性能ポリエチレン管被覆管（スパイラルダクトステンレス管 青色塗装 高密度発泡ウレタン）	（セスイ化学同等品以上）
SUSP＝ステンレス鋼管 SUS304, sch20（溶接加工品） SUS304, sch40（継手品）	東海鋼管、興和製品同等品以上 JIS-G-3448

2) 継手関係

品 名	規 格
ダクタイル鋳鉄異形管N S形	JWWA-G-114（内面粉体塗装）

ダクタイル鑄鉄異形管 G X 形	JDPA-G-1049 (内面粉体塗装)
ダクタイル用 T 頭ボルト・ナット	フクゴーボルト(水研製品同等品以上)
ゴム輪形片受直管用継手	JIS-K-6743
V P 用ダクタイル鑄鉄製継手	川西水道機器製品同等品以上 (内外面粉体塗装)
ステンレス鋼管継手及び異形管	東海鋼管, 興和製品同等品以上
可撓管(ダクタイル製: 偏心+伸縮用)	水研製品同等品以上 (粉体塗装・オートストップ付)
伸縮管(ダクタイル製: 伸縮用) ±20, 35, 55	大和鉄工製品同等品以上 (粉体塗装)
伸縮管(ダクタイル製: 伸縮用) ±30	水研製品同等品以上 (粉体塗装)
伸縮管(オール S U S 製・ベローズ形)	オクダソカベ製品同等品以上
フランジ接合品	パッキン等は、水道用既製品 (全面) 絶縁ボルト (SUS304・ワッシャー付) 焼付防止コート品
サドル分水栓及びサドルバンド (ボール式及び市認定品) 防食コア付	JWWA-B-117 (粉体塗装)
ダク用特殊押輪	ワイドクサビ型
R R 用離脱防止金具	筒型: 伸縮量 9mm 及び曲げ角 4° (JWWA-K-127 ~128 に基づく事)
R R ソケット用離脱防止金具	R R ソケット専用離脱防止金具
鋼管用ねじ込み継手	管端防食コア内蔵型

3) 各種弁関係

品 名	規 格
ポリエチレン管用仕切弁(ソフトシール、開度計付、メカ継手型)	前澤工業製品同等品以上 (内外面粉体塗装)
仕切弁 (ソフトシール、開度計付)	JWWA-B-120 (内外面粉体塗装)
仕切弁 (N S 形: 開度計付)	前澤工業製品同等品以上 (内外面粉体塗装)
仕切弁 (G X 形: 開度計付)	前澤工業製品同等品以上 (内外面粉体塗装)
仕切弁枳	レジンコンクリート製品(市章・口径・管種入) JWWA 規格品, ダイモン製品同等品以上
水道用空気弁	町野式口金内蔵・洗管機能付 (内外面粉体塗装)
不凍式空気弁	内外面粉体塗装 (S U S カバー付)
小型空気弁	前澤給装工業製品同等品以上
補修弁	JWWA-B-126 (内外面粉体塗装)
消火栓(浅埋用)・空気弁付消火栓(浅埋用)	清水鉄工所製品同等品以上 (内外面粉体塗装)
空気弁・消火栓枳	レジンコンクリート製品(市章・柄入) JWWA 規格品, ダイモン製品同等品以上
開閉台	(完全密閉ベアリング式) 大和鉄工製品同等品以上
仕切弁開閉棒	SUS304, φ 32 大和鉄工製品同等品以上

水位調整弁(オール SUS)	大和鉄工製品同等品以上
定流量弁	清水合金製作所製品同等品以上 (内外面粉体塗装)
手動バタフライ弁(オール SUS)	栗本鉄工所製品同等品以上
電動バタフライ弁(オール SUS)	栗本鉄工所製品同等品以上
水位調整弁(オール SUS)	大和鉄工製品同等品以上
スリース弁 (プレイングート)	前澤給装工業製品同等品以上
減圧弁	大和鉄工製品同等品以上(内外面粉体塗装)
減圧弁枓	レジンコンクリート製
ストレーナー	大和鉄工製品同等品以上(内外面粉体塗装)
止水栓(伸縮, 副栓付)	栗本商事, 前澤給装工業製品同等品以上
量水器枓	栗本商事, 前澤給装工業製品同等品以上

B. その他の資材

品 名	規 格
金網フェンス (アルフェンス)	朝日フェンス製品同等品以上
換気筒 (ステンレス製)	大和鉄工所製品同等品以上
塗膜防水工(ガラスクロス入り)	日本ジッコウ (NP 143 P-1 工法) 同等以上
活性炭処理機 (SUS 製)	理水化学同等品以上
ポンプ	エバラポンプ同等品以上
ポンプ台板(SUS304)	エバラポンプ同等品以上
水位計・流量計・残塩計	愛知時計製品同等品以上
濁度計	東亜DDK製品同等品以上
ポンプ盤	瑞穂・摂陽明正製品同等品以上
伸縮門扉(アルミ製)	東洋エクステリア製品同等品以上
人孔鉄蓋 (ステンレス製)	大和鉄工所製品同等品以上
ステンレス配水池	森松工業所製品同等品以上
次亜塩素素注入機	オーヤラックス製品同等品以上
埋設標識ワイヤーシート	フジテコム製品同等品以上

その他必要と認められるものは、別途確認を得ること。

※今回施工で該当しない項目は参考とする

水道工事特記仕様書

(給水管)

1. 給水管工事は工事着手前に各家庭の量水器の設置場所を市と事前協議し、その上で住人の了解を得た場所に設置するものとする。
2. 給水管布設にあたって特に部落内道路の場合、農作業等地元住民に迷惑のかからないよう留意し、関係者と連絡を密にして工事すると共に既設埋設管等に留意して施工すること。
3. 給水管掘削断面は設計図、代価表のとおり施工のこと。
4. 配水本管からの分岐部は、工事完了後、市指定のピンを用いて復元すること。
5. 水路添加等さや管部は防食テープ巻とする。
6. 配水本管から量水器、量水器から既設家庭内配管への接続まで、原則として $\phi 40$ 以下はすべて水道用ポリエチレン管-1種（軟質管）二層管を使用する。
7. 工事写真
 - a) 撮影は、現場責任者において行うこと。
 - b) 舗装損傷箇所は、工事着手前に撮影し工事の影響でないことを証明すること。
 - c) 給水管布設工事写真は、断面の変化点において着手前、工事中、完成等各工事段階が明確にわかり、且つ管掘削断面が明瞭に確認できるものとし全戸撮影すること。
 - d) 量水器を移設した場合は、移設先がわかりやすい様に目印となる物と一緒に撮影しておくこと。
 - e) 撮影に当り、標識黑板には下記の項目を明記すること。
 - 1 工区番号、給水番号、給水者氏名
 - 2 材料名、切管延長(配管系統図)
 - 3 掘削深度（配管）
 - 4 工事会社名
 - f) 写真は1戸毎に整理して1部市に提出し、工事進捗状況が分かる様、整理すること。
8. 工事完成図面
 - a) 図面（A3）1/500 平面図
 - b) 工事展開図（アスファルト舗装、土間コンクリート等）
 - c) 給水工事施工票(市指定様式A4)
 - d) 数量計算表（A4）

9. 水圧試験は、管内最大圧力が 1.75Mpa になるよう圧力を加え、圧力測定場所は、最大圧力がかかる場所を原則として測定すること。その際、残留塩素検査を必要に応じて監督員指示のもとに行う。

10. 工事使用材料

A. 管 材 （給水管用）

1) 直 管

品 名	規 格
PP＝水道用ポリエチレン管-1 種（軟質管）二層管	JIS-K-6762 φ40 以下
LP（さや管）＝硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA-K-116 SGP-VB
PP(EF)＝水道用耐震型高性能ポリエチレン管（JIS 準拠品）	（積水化学同等品以上）
PP(EF)被覆管＝水道用耐震型高性能ポリエチレン管被覆管 （スパイラルダクトステンレス管 青色塗装 高密度発泡ウレタン）	（積水化学同等品以上）
VP(HI)＝水道用耐震衝撃性硬質塩化ビニル管	JWWA-K-118
SUSP＝ステンレス鋼管 SUS304, sch20（溶接加工品） SUS304, sch40（継手品）	東海鋼管、興和製品同等品以上 JIS-G-3448

2) 継手関係

品 名	規 格
ポリエチレン管用鋳鉄製サドル分水栓（ボール式及び市認定品）	タブチ製品同等品以上（粉体塗装）
サドル分水栓及びサドルバンド（ボール式及び市認定品）防食コ付	JWWA-B-117（粉体塗装）
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA-B-116
S K 継手	川西水道機器同等品以上（粉体塗装）
鋼管用ねじ込み継手	JIS-B-2301
ステンレス鋼管継手及び異形管	東海鋼管, 興和製品同等品以上
フランジ接合品	パッキン等は、水道用既製品（全面） 絶縁ボルト（SUS304・ワッシャー付）焼付防止コート品
VP・PP 用ダクタイト鋳鉄製継手	川西水道機器製品同等品以上（粉体塗装）
水道用耐震衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JWWA-K-119

3) 各種弁関係

品 名	規 格
スリース弁（プレイングート）	前澤給装工業製品同等品以上
ポリエチレン管用仕切弁（ソフトシール、開度計付、メカ継手型）	前澤工業製品同等品以上（内外面粉体塗装）
仕切弁（ソフトシール、開度計付）	JWWA-B-120（内外面粉体塗装）
止水栓（伸縮、副栓付）	栗本商事, 前澤給装工業製品同等品以上
量水器	市支給品
量水器枠	栗本商事, 前澤給装工業製品同等品以上
仕切弁枠	レゾンコンクリート製品（市章・口径・管種入）JWWA 規格品, ダイノック製品同等品以上

B. その他の資材

品 名	規 格
埋設標識ワイヤーシート	フジテコム製品同等品以上
防食テープ	ブチル系

その他必要と認められるものは、別途確認を得ること。

1 1. その他

本特記仕様書に記載ないものについては、本管の特記仕様書に準ずること。

工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

第1条（適用）

本特記仕様書は、工事監督におけるワンデーレスポンス※の実施のために必要な事項について定めるものである。

※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第2条（実施方法）

（1）受注者からの問合せ等に対する発注者の回答

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に対し予告するものとする。
- ③ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに新たな「回答予定日」を受注者に対し予告するものとする。

（2）問合せ等及び回答の方法

受注者からの問合せ等及びそれらに対する回答については、原則として軽微なものを除き、文書によるものとするが、緊急の場合は、電話、電子メール、ファックスによることができるものとする。ただし、この場合も、事後に文書で処理するものとする。

第3条（工程表）

- （1）受注者は約款第3条の工程表の提出にあたっては、関係機関との協議など、工程に影響する重要な事項について監督員と十分協議すること。
- （2）受注者は工事実施中において、計画工程と実施工程を比較し、差違が生じた場合は、速やかに監督員へ報告すること。

第4条（留意事項）

- （1）ワンデーレスポンスは、工事実施中に発生する諸問題に対し、迅速な対応により効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。
- （2）受注者は、ワンデーレスポンス実施対象工事の効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、調査に協力しなければならない。

建設発生土の搬出先に関する特記仕様書

本工事の残土は、下記の施設に運搬処分するものとし、受入条件は以下のとおりとする。

なお、これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

(1) 受入場所

オオノ開発(株) (柳谷)

愛媛県東温市河之内字柳谷甲 1053 番 1 外

(2) 受入期間

平日・土曜 午前 8 時から午後 5 時まで

日曜 休日

(3) 運搬距離

受入地までの運搬距離は、 $L = 14.8 \text{ km}$ を見込む

(4) 試験項目

受入に先立って下記の試験を実施し、その結果を監督員に報告すること。

- ・土砂条例に基づく溶出試験 (28 項目)

遠隔臨場試行工事特記仕様書

1 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認等に伴う手持ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等と Web 会議システムを介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、「東温市建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施する。

2 試行内容

（１）段階確認、材料確認、立会での確認

受注者がウェアラブルカメラ等により取得した映像及び音声を、Web 会議システム等を介して確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

（２）機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等の機器は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は、監督員等と協議し決定するものとする。

（３）効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員等の指示による。

（４）費用

遠隔臨場の試行に係る費用については、変更請負契約時において技術管理費に積上げ計上する。